

守られていますか？ 職場のルール

年度始めに確認を

働きやすい職場をみんなの力で



年休や特休
取りやすいですか

多忙な学校現場では年休や特休を取得することさえ大変です。しかし、私たち自身の健康や生活を守るためにも「休み」は大切です。そして教職員が安心して休める環境は、ゆとりをもって仕事をするにつながり、結果的に子どもたちのためになります。

私たち自身の権利として、そして、よりよい教育のために、あらためて年休や特休をとりやすい職場づくりを教職員みんなですすめていきましょう。

勤務時間に具体的な
「適切な配慮」がありますか

休憩時間が確保されないことは労働基準法に反し違法です。しかし教職員の場合には休憩時間が実質的に取れないのが現状です。全群教は県教委との間で、校長は職員の勤務に対し「適切な配慮」を行うことを確認しています。この「適切な配慮」は恣意的であったり、言葉だけのものだけでなく、具体的に職員の実情にあった、教職員の要求・利益にかなうものでなければいけません。休憩時間を取れない状況をそのまま放置することは管理職の「服務規律」違反でもあります。

「人事評価」が
パワハラになっていませんか

人事評価制度そのものが、学校を破壊するものでありその廃止が求められます。まして、その運用で管理職によるパワハラが横行する事態は看過できません。「指導」の名による暴言など、すべてのパワハラは許されるものではありません。

教職員の協力で成り立っている教育現場に人事評価は無用です。心配なことがあれば全群教に相談してください。

全群教 全群馬教職員組合

〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7

公社総合ビル 5階 ☎ 027-210-7630

年休に理由はいりませんか
聞くと違法になります

年休は、管理職が許可したり承認したりするものではありません。私たちが申し出たときに、申し出さえすれば効力を発します。そして年休に理由は必要ありません。当然、理由を話す必要もありません。

残念なことに、いまだに理由を聞くことを問題視しない管理職もいるようです。年休について説明や理由をもとめることは重大な違法行為です。

「理由が必要」と思わせることで年休がとりにくくなる、そんなことにならないようにしていきたいものです。また、年休取得を「変更」させることは、よほどのことでないかぎり許されていません。管理職の「考え」で「お願い」できるものではないのです。



違法・不当な
「時間外勤務」はありませんか

わたしたち教育公務員の時間外勤務は禁止されており、「限定4項目（災害などの緊急時等）」以外の勤務は許されていません。

「限定4項目」以外での超過勤務は違法であり従う必要はない（文科省）のもので、責任ある仕事をきちんと命令せず、曖昧な「お願い」などというものでやらせる学校運営は無責任と言わざるを得ません。

勤務時間の「割り振り変更」は超過勤務ができないためにとられている措置です。週の勤務時間の合計を超えないように修学旅行などでは「調整」時間をとっています。「調整時間の期限が過ぎた」となどという管理職がまだ一部にいるようですが、校長には教職員が週の労働時間規定を超えないように労務管理する義務があります。「期限」などありません。

「理由」のある休みは
「特休」を利用して

県教委との交渉で、この間さまざまな特別休暇が設置・拡充されてきています。

たとえば、身体の調子が悪いなどの場合には「病気休暇（病休）」があります。病休は時間単位で取得でき、診断書などの提出は不要です。また、親や子どもの具合が悪い場合には「看護休暇」、介護が必要な場合には「介護休暇」の制度を利用することができます。

休みをとる「理由」がある場合には、利用できる特別休暇を積極的に利用しましょう。管理職は内容を理解しているはずですが、不明な場合や不当な干渉などがあれば相談してください。行使しなければ権利は縮小していきます。特別休暇を積極的に利用し、その拡充をすすめていきたいものです。

「日直」に
管理責任はありません

日常的に置かれている「日直」の仕事は、教職員が善意から管理職の仕事の一部を手伝っているものです。管理職も一般教職員も法的な前提を共有し、互いに尊重し合うべき事柄であり、管理職が「昨日の日直は施錠を忘れていた」となど叱責するのは言語道断のパワハラです。

この他にも、法律で定められたもの、組合との交渉で確認されたものなど、様々な「職場のルール」があります。この時期に、職場でもう一度確認し、職場の合意と、みんなの力で働きやすい職場を作りましょう。

職場で「へんだな？」「おかしいな？」と思うことの多くは、法律に違反している場合や不当労働行為の疑いがある場合がほとんどです。なかにはパワハラやセクハラなど、犯罪の場合も少なくありません。「こんなことくらいで」と思わずに、指摘し正していきましょう。不当な権利侵害はもちろん、職場の悩みなど、気軽に全群教まで相談してください。

E-mail zengunkyo@educas.jp

ホームページ https://zengunkyo.org/

